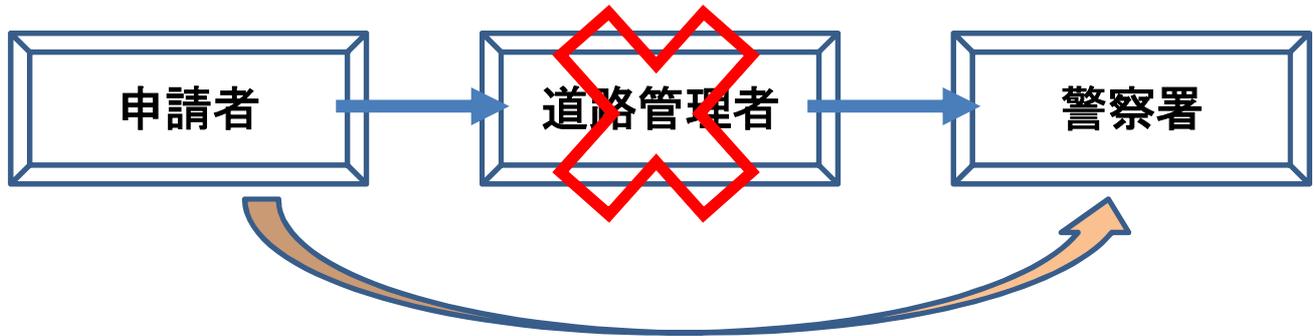


道路使用許可は、 直接、警察署に申請をお願いします。

令和4年7月1日から、道路使用許可の申請時に必要としていた道路管理者の押印(いわゆる『経由印』)は廃止します。

○道路使用許可申請の流れ



道路管理者の
経由(印)は不要

※道路法第32条の規定により道路占用許可が必要な場合には、道路管理者に道路占用許可の申請が必要です。

経由印とは？

これまでは、道路管理者と県警察の運用により、道路使用許可を申請する際には、予め道路を管理する国・県・市町村等の窓口へ赴き、申請内容の確認を受け、道路使用許可申請書に押印を受ける必要がありました。この押印が『経由印』となります。

問合せ先

- 道路使用許可について
- 道路占用許可について

新潟県警察
国、県、市町村等の道路管理者